

# 足立区立伊興小学校 不登校対応マニュアル

## 1 不登校の定義

不登校とは「何らかの心理的、情緒的、身体的、あるいは社会的要因・背景により、児童生徒が登校しない、あるいはしたくてもできない状況にあること（ただし、病気や経済的な理由によるものを除く）

【文部科学省「児童生徒の問題行動生徒指導上の諸問題に関する調査」】

## 2 不登校に対する基本的な考え方【文部科学省「生徒指導提要」】

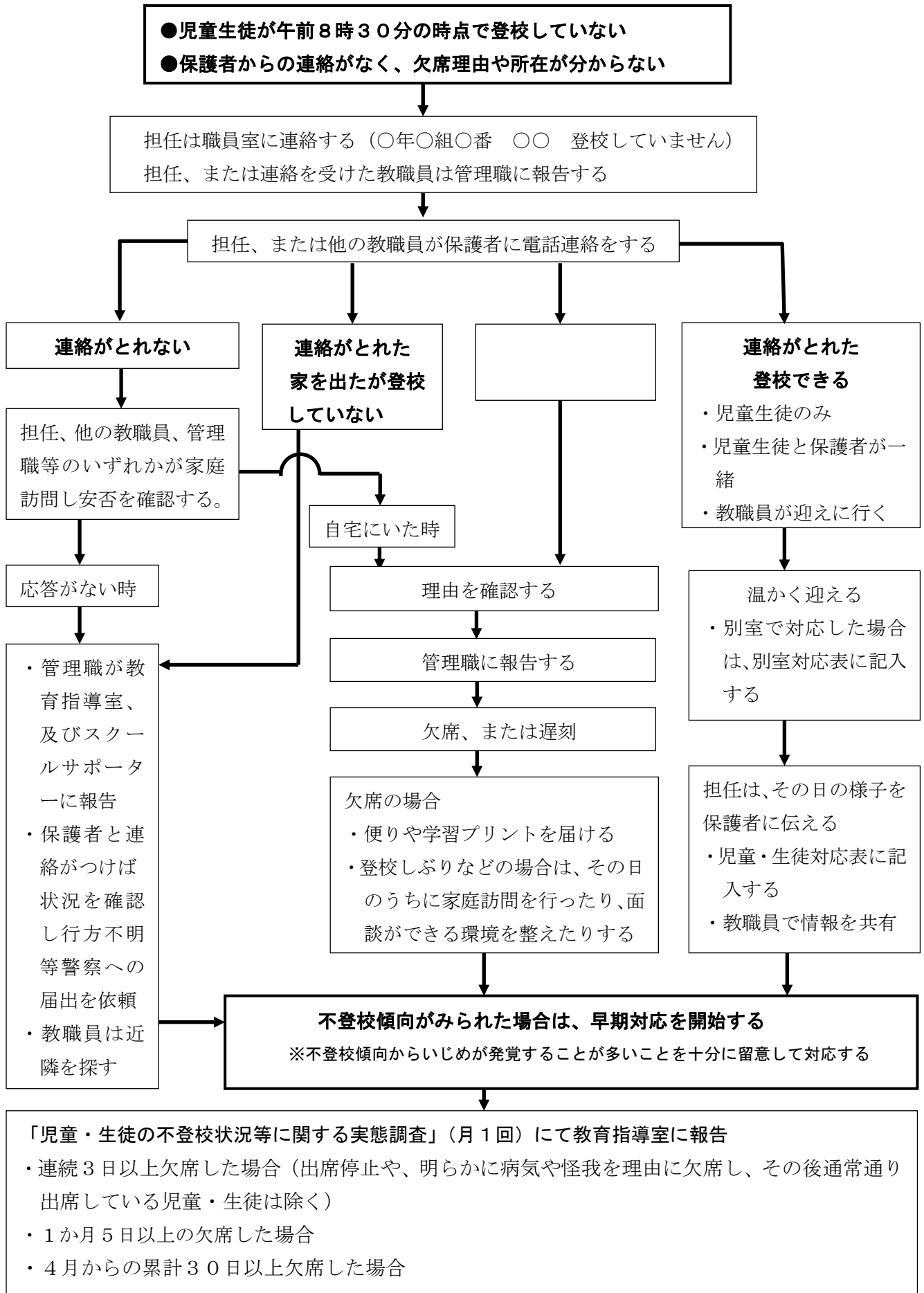
- (1) 不登校解決の最終目標は社会的自立  
「心の問題」としてのみとらえるのではなく、広く「進路の問題」として捉える。
- (2) 不登校を見極め適切に対応するために必要な連携ネットワーク  
専門機関と積極的に連携するとともに、小・中・高等学校間で学校種を超えた連携を深める。
- (3) すべての児童生徒にとって居場所となる学校を目指して  
「不登校の児童生徒にとって居心地のよい学校」は「すべての児童生徒にとっても居心地のよい学校」
- (4) 関係を構築しつつ、適切な働きかけをすることや関わっていくことの大切さ  
児童生徒がどのような状態にありどのような援助を必要としているのか、その都度見極め、関係を丁寧に構築していく。
- (5) 保護者を支え、家庭の教育力を充実させる  
保護者の不安や悩みはとても大きい。保護者に寄り添い、支援することが、児童生徒本人にも間接的な効果を及ぼす。

## 3 出欠席の確認について

- (1) 保護者からの連絡と対応

場面	対応
朝、保護者から欠席の連絡があった。	○欠席の理由が明確であるか確認する。 (発熱の場合は何度ぐらいか。腹痛、頭痛、怪我 等)
	○その日のうちに、担任は電話や連絡帳等で保護者に連絡をする。 (児童生徒の様態の確認、配布物の確認、諸連絡 等)
午前8時30分の時点で保護者からの連絡がなく、登校していない。	○すぐに学校から保護者に電話連絡をする。担任が対応できないときは、他の教職員が電話連絡を入れる。
	○学校から保護者に連絡がつかない場合、担任もしくは他の教職員が家庭訪問を行い、安否を確認する。
朝、保護者から「子供が登校したくないと言っている。」と欠席の連絡があった。原因は不明で、登校しぶりは初めてのことである。	○担任はすぐに校長、副校長、学年主任等に報告をする。
	○その日のうちに、担任もしくは他の教職員が電話、または家庭訪問をする。
	○その日のうちに、他の児童生徒の活動が少ない時間に登校を促すなどして、相談できる環境を整える。

(2) 保護者から連絡がない場合の対応の流れ



#### 4 不登校傾向のある児童・生徒への対応（早期対応）

- (1) 複数の教職員等によって構成される「校内支援委員会」を招集する。  
(構成メンバー：校長、副校長、生活指導主任、教育相談担当、養護教諭、S C、該当児童担任)
  - ・不登校の問題を決して担任や学年で抱え込まない。対応策の検討は校長の指示のもと、校内支援委員会が組織的に行う。
- (2) 児童・生徒「個票」を作成する。
  - ・校内で情報の共有化を図り、管理職が細かく把握し、対応の指示をする。
- (3) 教職員間の情報共有
  - ・木曜日の朝会で、児童・生徒の様子と対応の進捗状況を全教職員に報告する。
- (4) 家庭との連携
  - ・電話連絡と状況把握（原則、毎日） ・家庭訪問 ・保護者との面談
- (5) 不登校傾向のある児童生徒への個別対応
  - ・電話連絡と相談 ・家庭訪問（本人への面会、相談）
  - ・他の児童生徒の活動が少ない時間に別室登校を促す。
  - ・状況に応じて家庭まで迎えに行く。
  - ・便りや学習プリントなどを確実に届ける。
  - ・「児童生徒対応表（電話連絡及び家庭訪問等の記録）」の活用
  - ・「別室対応表（1日の予定及び実施内容）」の活用
- (6) 学級への対応
  - ・不登校につながる原因の調査 ・不登校につながる原因の解消に向けた組織的な対応
  - ・登校復帰に向けた受け入れ体制の整備
- (7) 教育指導室への報告
  - ・「児童生徒の不登校状況等に関する実態調査」（月1回）にて報告
  - ・不登校傾向の理由として、いじめ、または教職員とのトラブル（体罰等）が考えられる場合は、月1回の調査報告を待たず、速やかに担当指導主事に報告する。
- (8) こども支援センターげんき特別支援係への報告
  - ・「個票」の提出 ・ケース会議の実施 ・登校サポーター等派遣要請など

#### 5 不登校児童・生徒への対応（中・長期化した場合の対応）

早期対応（1）～（8）に加えて、以下の対応を行う。

- (1) 「学校・学級復帰に向けたプログラム」「登校支援シート」に基づく計画的、継続的な支援  
(資料はC 4 th／書庫／教育委員会様式等／こども支援センターげんき・こども支援担当課からダウンロード)
  - ・学校内外の人的資源、社会的資源を網羅し、支援体制を拡充する。
  - ・ケース会議を開催する。※次頁の組織図参照
- (2) こども支援センター（西新井・綾瀬）への通所と連携
  - ・教育相談 ・チャレンジ学級
  - ・相談員との連携、チャレンジ学級担任連絡会への出席等、日常的に連絡を取り合う。
- (3) 家庭学習への支援
  - ・児童生徒の習熟度等に合った教材を選び、継続的な添削指導をするなどの学習支援を行う。
- (4) 長期欠席中の評価・評定の仕方について、児童生徒、及び保護者に十分な説明を行う。

## 6 足立区における児童・生徒支援のシステムの活用

校内連携からチーム支援につながる協働へ

